



平成18年5月16日

各 位

会社名 総合警備保障株式会社  
代表者名 代表取締役社長 村井 温  
(コード番号2331 東証第一部)  
問合せ先 投資家情報部 若木 輝彦  
(TEL. 03-3423-2331)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第41回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、規定を設けるものであります。(変更案第9条)
- (2) 株主総会の適正な運営を図るため、株主総会に出席することができる代理人の数を商法上の取扱いと同一にするための所要の変更を行うものであります。(変更案第16条第1項)
- (3) 機動的に会社経営上の意思決定を行うため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第27条)
- (4) 社外監査役として有用な人材を確保できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第42条第2項)

- (5) 法律上定款の定めがあるものとみなされる規定を新設するものであります。
- (6) 会社法に対応した用語ならびに引用条文の所要の変更を行い、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (7) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(公告の方法) 第 4 条 (条文省略)	(公告方法) 第 4 条 (現行定款どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 300,000,000株とする。ただし、株式 の消却が行われた場合は、これに相 当する株式数を減じる。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 300,000,000株とする。
(新設)	(株券の発行) 第 6 条 当社は、株式に係る株券を発 行する。
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1 項第2号の規定により、取締役会の 決議をもって自己株式を買受ける ことができる。</u>	(自己の株式の取得) 第 7 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項 の規定により、取締役会の決議によ って自己の株式を取得することが できる。</u>
(1単元の株式数および単元未満株券の 不発行) 第 7 条 当社の1単元の株式の数は、100 株とする。 2 当社は、1単元の株式の数に満た ない株式(以下「単元未満株式」と いう。)に係る株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところ についてはこの限りでない。	(単元株式数および単元未満株券の不発 行) 第 8 条 当社の単元株式数は、100株と する。 2 当社は、 <u>単元株式数に満たない株 式(以下「単元未満株式」という。)</u> に係る株券を発行しない。ただし、 株式取扱規則に定めるところについ てはこの限りでない。
(新設)	(単元未満株主の権利) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する 株主(実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式につい て、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。 (1) <u>会社法第171条第1項第1号に 規定する取得対価の交付を受ける 権利</u> (2) <u>当社による取得条項付株式の 取得と引き換えに金銭等の交付を 受ける権利</u> (3) <u>会社法第185条に規定する株式 無償割当てを受ける権利</u> (4) <u>会社法第192条第1項の規定に より単元未満株式を買い取るこ とを請求する権利</u> (5) <u>残余財産の分配を受ける権利</u> (6) <u>剰余金の配当を受ける権利</u> (7) <u>会社法第189条第2項第6号に 規定する法務省令で定める権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において議決権を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によ<u>って</u>あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(株式の名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 当社の<u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p> <p>3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買い取り、株券喪失登録の手続きおよび届出の受理その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株式の株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 当社の<u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>定め</u>る。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買い取り、株券喪失登録の手続きおよび届出の受理その他株式および新株予約権に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買い取り、株券喪失登録の手続きおよび届出の受理その他株式に関する取扱いならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買い取り、株券喪失登録の手続きおよび届出の受理その他株式および新株予約権に関する取扱いならびにその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日</u>から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年事業年度末日</u>から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>2 (現行定款どおり)</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行定款どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法) 第13条 (条文省略) 2 前項に拘わらず、<u>商法第343条</u>の規定による特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(決議の方法) 第15条 (現行定款どおり) 2 前項に拘わらず、<u>会社法第309条第2項</u>の規定による決議は、<u>当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議をもってこれを行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を<u>証</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。 2 前項の場合には、株主総会ごとに代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第15条 株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果を<u>議事録</u>に記載し、議長および出席した取締役が記名押印して当会社に保存する。</p>	<p>(議事録) 第17条 株主総会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を、書面をもって作成された議事録</u>に記載し、議長および出席した取締役が記名押印して当会社に保存する。</p>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(新設)	<u>(取締役会の設置)</u>
(取締役の員数)	第18条 当社は、 <u>取締役会を置く。</u>
第16条 (条文省略)	第19条 (現行定款どおり)
<p>(取締役の選任) 第17条 取締役の選任は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p>
2 (条文省略)	2 (現行定款どおり)
<p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により就任した取締役の任期は、在任取締役の任期が満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期が満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)  第19条 当社は、取締役会の決議により  会社を代表する取締役を若干名選任  する。  2 当社は、取締役会の決議により  取締役会長、取締役副会長、取締役  社長各1名、取締役副社長、専務取  締役、常務取締役各若干名を選任す  ることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第22条 当社は、取締役会の決議によつて  会社を代表する取締役を若干名選定  する。  2 当社は、取締役会の決議によつて  取締役会長、取締役副会長、取締役  社長各1名、取締役副社長、専務取  締役、常務取締役各若干名を選定す  ることができる。</p>
<p>(取締役の報酬)  第20条 取締役の報酬は、株主総会の決議に  よりこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)  第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執  行の対価として株式会社から受ける  財産上の利益(以下「報酬等」とい  う。)は、株主総会の決議によつて  これを定める。</p>
<p>(取締役会の招集)  第21条 (条文省略)  2 取締役会は、取締役および監査役全  員の同意があるときは、招集手続き  を省略して開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集)  第24条 (現行定款どおり)  2 取締役会は、取締役および監査役全  員の同意があるときは、招集手続き  を省略して開催することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)  第22条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)  第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議)  第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数  が出席し、その過半数をもってこれ  を行う。</p>	<p>(取締役会の決議)  第26条 取締役会の決議は、議決に加わるこ  とができる取締役の過半数が出席  し、その過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)  第27条 当社は、会社法第370条の要件  を充たしたときは、取締役会の決議  があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)  第24条 取締役会の議事は、その経過の要領  およびその結果を議事録に記載し、  議長ならびに出席した取締役および  監査役が記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)  第28条 取締役会の議事については、法務省  令で定めるところにより開催の日時  および場所ならびに議事の経過の要  領およびその結果その他の事項を、  書面をもって作成された議事録に記  載し、議長ならびに出席した取締役  および監査役が記名押印して当会社  に保存する。</p>
<p>(取締役会規則)  第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則)  第29条 (現行定款どおり)</p>
<p>(相談役および顧問)  第26条 (条文省略)</p>	<p>(相談役および顧問)  第30条 (現行定款どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)  第27条 当社は、商法第266条第1項第5  号の行為に関する取締役(取締役で  あった者を含む。)の責任につき、善  意にしてかつ重大なる過失がない場  合は、取締役会の決議をもって、法  令の定める限度額の範囲内で、その  責任を免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)  第31条 当社は、会社法第426条第1項の  規定により、同法第423条第1項に規  定する取締役(取締役であった者を  含む。)の損害賠償責任につき、善意  にしてかつ重大なる過失がない場合  は、取締役会の決議によつて、法令  の定める限度額の範囲内で、その責  任を免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為による賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役および監査役会) 第32条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>
<p>(監査役の員数) 第28条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の員数) 第33条 (現行定款どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第29条 監査役の選任は、株主総会において、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p>	<p>(監査役の選任) 第34条 監査役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議をもってこれを行う。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠により<u>就任した監査役の任期は、前任者の任期が満了すべき時</u>までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠により<u>選任された監査役の任期は、前任者の任期が満了する時</u>までとする。</p>
<p>(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役は、互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(第39条に移設)</p>
<p>(監査役の報酬) 第32条 監査役の<u>報酬は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<p>(監査役の報酬等) 第36条 監査役の<u>報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>
<p>(監査役会の招集) 第33条 (条文省略) 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続きを省略して開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集) 第37条 (現行定款どおり) 2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続きを省略して開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議) 第34条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会の決議) 第38条 (現行定款どおり)</p>
<p>(第31条から移設)</p>	<p>(常勤の監査役) 第39条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)  第35条 監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印する。</p>	<p>(監査役会の議事録)  第40条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を、書面をもって作成された議事録に記載し、出席した監査役が記名押印して当会社に保存する。</p>
<p>(監査役会規則)  第36条 (条文省略)</p>	<p>(監査役会規則)  第41条 (現行定款どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除)  第37条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の責任につき、善意にしてかつ重大なる過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)  第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任につき、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の設置</u>)  第43条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p>
<p>第6章 執行役員</p>	<p>第7章 執行役員</p>
<p>(執行役員)  第38条 (条文省略)</p>	<p>(執行役員)  第44条 (現行定款どおり)</p>
<p>(執行役員規則)  第39条 (条文省略)</p>	<p>(執行役員規則)  第45条 (現行定款どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第8章 計 算</p>
<p>(<u>営業年度</u>)  第40条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>(<u>事業年度</u>)  第46条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(<u>利益</u>の配当)  第41条 当社の<u>利益配当金</u>は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>に支払う。</p>	<p>(<u>剰余金</u>の配当)  第47条 当社の<u>剰余金の配当</u>は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に支払う。</p>
<p>(<u>中間配当</u>)  第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p>	<p>(<u>中間配当</u>)  第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 <u>利益配当金および中間配当金</u>が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 <u>剰余金の配当金(中間配当金を含む。)</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。</p> <p>2 (現行定款どおり)</p>